

2024 年度中小企業脱炭素経営支援業務 委託先募集要領

1 事業の背景及び目的

パリ協定を契機として、企業は投資家等からパリ協定が求める水準と整合した意欲的な中長期の排出削減目標（SBT※）の設定等が求められており、脱炭素の考え方に基づいて経営戦略や事業方針を決定する「脱炭素経営」が進められている。

一方で、県内企業の大部分を占める中小企業では、排出量の算定や目標設定の知見等が乏しく、対応が十分に進んでいない。

中小企業の SBT の設定が進めば、中小企業は取引先に脱炭素に積極的な姿勢をアピールできるほか、取引先のサプライチェーン排出量の削減に貢献できることから、顧客との持続可能な関係を構築できる。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業の脱炭素経営を支援することで、本県の排出量の大部分を占める産業・業務部門の排出削減を進める。

2 事業内容

別紙「2024 年度中小企業脱炭素経営支援業務仕様書」のとおり

3 委託の方法

事業実施にあたって企画提案を公募型プロポーザル方式により広く募り、最も優れた企画提案者として選考された 1 者と業務仕様書及び契約金額を委託限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

4 委託金額

8,300,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

応募の資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ・令和 6・7 年度入札参加資格者名簿に登録されている者
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと
- ・「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと
- ・県内に本社・支社又は営業所等の活動拠点を有する者
- ・過去に同様のアドバイス事業の実績を有する者

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書：様式1
- イ 事業実績：様式2
- ウ 業務実施体制：様式3
- エ 企画提案書：様式4（任意様式可）
- オ 経費積算書：様式5
- カ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書：様式6
- キ 愛知県内に本社、支社又は営業所等があることを証明できる書類（商業・法人登記簿謄本又は納税証明書等）
ただし、その他の提出書類において確認できる場合は不要とする。

(2) 提出部数

各8部（正本1部、副本7部）

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）による。

(4) 提出期限

2024年5月20日（月） 午後5時必着

(5) 企画提案書作成上の注意

- ・用紙サイズはA4版を使用し、できるだけ両面を利用すること。ただし、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ・法人・団体名は様式1以外に記入しないこと。
- ・必要に応じて、図表、絵等を用いてわかりやすく記載すること。
- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・企画提案は1事業者1提案とする。
- ・提出期限後の問い合わせ、書類の追加、修正には原則として応じない。
- ・提出書類は返却しない。
- ・正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する。

(6) 提出場所

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 計画推進グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎6階
電 話 052-954-6242（ダイヤルイン）
F A X 052-955-2029
メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

(7) 事業内容等に関する質問

質問しようとする者は、質問票（様式7）に必要事項を記載し、FAX又は電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (6) に同じ

イ 質問の受付期間 2024年5月1日(水) 午後5時まで

ウ 質問及び質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2024年5月10日(金)(予定)までに愛知県のウェブサイト (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/datsutansokeiei2024.html>) に掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

本サイトには、仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

7 企画提案の選考等

(1) 選考方法

提出された企画提案書について、原則、書類審査の他、本県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションによる審査を行う。なお、プレゼンテーションについては、オンライン参加も可能とする。

選考委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選考基準

以下の項目について評価し、総合的に選考を行う。

| 評価項目 | 評価ポイント |
|------------|--|
| 業務の実績、実施体制 | <ul style="list-style-type: none">・過去における業務実績は十分かつ適切か。・実施体制が適切で、必要な知識・情報を十分に有しているか。 |
| 企画提案内容 | <ul style="list-style-type: none">・本業務の趣旨を理解し、全体事業計画、スケジュール等が、具体的かつ適切な内容となっているか。・本業務の実施にあたり、SDGsを踏まえ環境に配慮した内容となっているか。・全体説明会の開催方法及び内容が、具体的かつ適切な内容となっているか。・温室効果ガス排出量の算定支援の方法が、具体的かつ次年度以降も企業が実施できるような内容となっているか。・中長期の温室効果ガス削減目標の設定支援の方法が、具体的かつ次年度以降も企業が実施できるような内容となっているか。・削減目標達成に向けた短期計画の策定支援の方法が、具体的かつ効果的な内容となっているか。 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの派遣について、具体的かつ効果的な内容となっているか。 ・SBT 認定企業等による報告会の開催等の内容が、具体的かつ適切な内容となっているか。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の付加価値や成果の高まりが期待できる提案者独自の追加提案はあるか。 ・必要な経費が、適切な数量・単価で積算されているか。 |
| 社会的取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的価値の実現に資する取組として、以下の取組を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入 ・自動車エコ事業所の認定 ・あいち生物多様性企業認証の認証 ・障害者法定雇用率の達成 ・協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績 ・女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認証 ・えるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 ・あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 ・くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証 ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定 |

※あいち女性輝きカンパニーの評価については、女性の活躍促進宣言を提出していることが前提である。

(3) 選考結果の通知

全提案者に対し、郵送で通知する。

8 契約保証金の納付義務

契約金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。

ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3の規定に該当する場合は免除することもある。

9 その他

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。